

司法の健全な機能を求めて

弁護士 篠原義仁

- ① 被控訴人は、その答弁書で、従前、固執していた、それこそ独自の見解というべき勤務時間外の米兵犯罪の責任は、基本的に米軍個人に帰属し、米軍の責任は生じないと主張していたのは撤回し、その主張の変更を行っています。

他方、そうだとすると当然、どのような要件のもとに米軍の規制権限の不行使につき違法性が発生し、責任が問いうるのか、あるいは問えないのが問題となるところ、それにつき、控訴人が一審で、そして本控訴審の控訴理由で従前の判例理論を基礎に、そして、実務家と学者のすぐれた論文を基礎にその主張を展開したことに對し、「独自の見解に基づく主張」だと一蹴し、何ら具体的な反論を試みていません。

人ひとりの生命が奪われた本件にあっては、そのような対応は許されず、被控訴人として判例理論をふまえた上での積極的反論を行うべきである、ということ前置きして、私どもの準備書面の要旨を述べさせていただきます。

- ② 周知のごとく横須賀基地の米兵による犯罪は、あとを断ちません。

2006年1月3日の佐藤好重さんに対する強盗殺人事件の前も、そして、後も、米兵犯罪は発生しつづけています。

しかし米兵犯罪は、これまで、政府の密室の措置により、社会的に知らせされずに「闇の中に葬られる」という歴史的経過を辿ってきました。

1996年にSACO（沖縄に関する日米特別行動委員会）協定で、裁判所の判決を得た場合には、地位協定による補償金との差額を日本政府が支払うべきことが決められましたが、その後、13年間で、わずかに、7件が支払われたに過ぎず、被害者の多くは、損害賠償の裁判さえ提起できずに終わっています。

「米兵犯罪に泣き寝入りしない」を合言葉に、この事件の提訴を契機に神奈川県では「米兵犯罪被害者の会」が結成され、同じ年の2006年9月17日に発生

した田畑巖事件、11月2日に発生した中川勝美事件が、相次いで裁判提訴に打って出ました。

被害者とその遺族の共通の思いは、裁判を通じて、米兵犯罪の発生原因を明らかにしてその原因を取り除く、そのためにも、米軍と国の責任を明確に認めさせ、米兵犯罪を根絶したい、再発防止策を確立したいということです。

くり返しいえば、裁判の目的は、原因の究明と再発防止であり、そのための米軍の監督責任の追及と国の責任の断罪です。

米兵は、日米安保条約に基づいてわが国に駐留し、日米地位協定9条2項によって、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用を除外されています。

深夜、早朝の飲酒によりほとんどの米兵犯罪が発生するなかで、本人の身分証明も、住民票といった住居の特定も必要としない特権をもって、犯罪行為に及び、その一方で、地位協定に基づく刑事裁判権不適用の特権、裁判権不行使の密約のなかで、しかも、民事事件としての損害賠償請求を殆ど受けないなかで犯罪が横行しています。

民事的にも、刑事的にも、司法の機能が及ばないという現状のなかで犯罪防止の抑止力は低下しつづけています。

裁判が提起されたこの事件にあっては、健全な司法の機能が発揮され、米軍犯罪の防止に役立つことが、いよいよ期待されています。

- ③ 一審判決は、公務時間外の犯罪であっても「それが監督権限の不行使に基づくものと認められ、その監督権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事案の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において民特法1条等の適用上違法となり得る」として、原則的に「総論的判断」としては原告である控訴人主張の判断基準を承認しました。

これは、下級審判断で積み重ねられてきた法理論はもとより、筑豊じん肺判決、水俣病関西訴訟判決などの最高裁判決とも合致し、さらにいえば、ややハードル

の高い要件を課した本件と同種の米兵犯罪に係る城間事件判決の判断枠組み、判断要素からして、当然の法理を承認したものと評価されます。

しかし、その一方で、一審判決は、本件についての具体的な事実関係の認定との関係では、この判断基準の適用を誤り、結果として、米軍と国の責任を否定するところとなりました。

以下、その誤りを要約的に指摘します。

4 裁量権収縮論を採ろうが、裁量権消極的濫用論を採ろうが、それは説明の仕方の相違にすぎず、その判断要素、判断基準は基本的に変わらない、とされています。

要は、① 被侵害法益の重大性、② 予測可能性の存在、③ 結果回避可能性の存在、④ 期待可能性の存在、この④については、補充性の要件を別扱いにするかどうかの整理の仕方の差はありますが、4要件ないしは、5要件が、作為義務発生の要件であると整理されています。

しかし、これらは、並列的に扱うのか、その重さ付けは同じなのか、どうかは問われ、その結果としての判断に差が出てくるように思われます。

一審判決は、その点について基本的な誤りを犯し、本件事件が、残忍、残酷な強盗殺人事件であり、被侵害利益が生命、身体という重要なものであるという視点を忘れ、その重さ付けを怠って、原告敗訴の結論を導き出しました。

これら要件について、抜き書き的にポイントを抽出していえば、「被侵害法益が生命、身体のように重要なものであるほど、作為義務が認められやすくなる。」ということの基本的位置付けとして、

「以上の要件は、一応、相互に独立したものである反面、互いに密接に関連しており、結局は、総合判断ということにならざるを得ない。①の法益が重大であれば、当然、④の期待可能性は、それだけ高くなる傾向があるし、②についても、①の被侵害法益との関連が重要であり、生命侵害や重大な身体侵害が予想される場合には、相当程度の危険の蓋然性があれば、規制権限の行使が要請されるであ

ろうし、逆に被侵害法益がそれほど重要でなければ、より具体的な予見可能性が必要となるであろう。また、私人自ら危険を回避することが困難なため、④の期待可能性（補充性の要件）が高い場合には、やはり、厳格な予見可能性を要求することは適切でない。③についても、①の法益が重大で、②に関しても、危険が切迫しており、また、他に適切な救済方法がなく、④の期待可能性が高い時には、当該権限の発動に多少の困難が伴っても、結果回避可能性ありとされうる。さらに、④の期待可能性自身、①の被侵害法益が重大であったり、③の結果回避が容易であったりすれば、それだけ高くなるわけで、個々独立に要件の充足を認定するわけではない。しかし、総合判断において斟酌されるべき要素を摘示することは、分析の精微化のために必要であろう。」

ということで、要件を定式化した上での総合判断が強調されています（宇賀教授）。

あるいは

「問題は予見可能性の内容程度であるが、被害の内容程度と要求される規制権限の内容程度の如何により差異があり得ると考えるのが合理的であろう。すなわち、被害の内容程度が生命、身体に対する具体的危険であればあるほど、また、規制権限の内容程度が被規制者に対しさほどの損失を与えないものであればあるほど、予見可能性の内容程度は緩和されて、例えば、生命、身体に対する危険は高度の蓋然性でよいとする余地が十分あり得よう」

と指摘されています（都築判事）。

こうした判例理論、学説に従っていえば、本件にあつては被侵害利益が生命侵害に対する事案であり、従って、①の法益が重大であるのであるから、④の期待可能性（都築判事の整理では、⑤の国民の期待）はそれだけ高くなり、②の予見可能性の要件も、①の被侵害法益の重大性との関係で要件は緩和され、具体的には本事案については、本件発生以前に生命侵害や重大な身体被害に関する米軍犯罪が発生し、その侵害が具体的現実性をもって予想される事態となっていたので

あり、そうである以上、そうした「相当程度の危険の蓋然性」で規制権限の行使が要請される、というべきところとなっています。

また、④の期待可能性についていえば、原判決も認定するように(21頁以下)、神奈川県内の関係地方自治体等は、米兵犯罪が発生するたびにくり返し、くり返しの再発防止に向けての要請活動を行っているのであり、米軍の凶悪犯罪を防止するための規制権限行使の期待可能性は高く、そうだとすると、その場合、予見可能性を厳格に要求することは適切でなく、さらには、私人自らが危険を回避することが困難な場合(本事案は「良き隣人政策」(甲392の1ないし甲392の3、甲393)の下で米兵に信頼をおいていた被害者が、その米兵に基地までの道を聞かれ、親切にも道を教えたが故に、無防備、無抵抗状態のなかで生命を奪われた事案)には、④の期待可能性の中に包摂される補充性、もしくは独立の要件としての補充性との関係においても、②の予見可能性の要件は緩和され、また、③の回避可能性の要件も緩和される必要があるということになります。

さらにいえば、前記4要件ないし5要件は、生命の侵害という重大な法益侵害という本事案にあっては、総合判断の下において総体的に緩やかな枠組みのなかで判断されるべきところとなっていて、それは前述した最高裁判決の考え方とも一致します。

- 5 時間の制約上、これ以上の陳述は省略し、その詳細は、準備書面に譲ることとしますが、本件は、良き隣人政策の下で米軍の犯罪体質に何らの疑いをもたずに一般市民としてきわめて親切な対応をしたが故に、不幸にも残忍な方法で殺害され、強盗被害にもあったこの被害者に対し、どのような法理論をもって向き合うのか、裁判に携わる、裁判所をはじめとする私たち司法関係者の在り様が問われているのだということを忘れてはならないと思うのです。

また、私たちは、一審において民特法1条でいう「職務について」の判断に関し、約40頁にわたって詳細な判断枠組みを示して、本件犯罪行為がリースの「職務を行うについて」行われたことについて主張、立証しました。

しかし、一審判決は、原告の主張、立証につき、「職務を行うについて」でないから「職務を行うについて」ではないといった類の判示で、判断脱漏、理由不備といわざるをえない内容でこれを排斥しました。

私たちは、高裁にあっては、この命題に真正面から向きあって判断してほしい旨、強調しておきます。

いずれにしても、書面で詳述したとおり、この事件の前も、後も、くり返される米兵犯罪の構造的、継続的発生につき司法はどう答えるのか、その答えは米軍の監督責任と国固有の責任を断罪し、米兵犯罪の根絶に資するしかないと確信し、この陳述のしめくくりとします。